



札幌市告示第 2149 号

「新さっぽろ駅周辺地区」まちづくり推進業務に係る公募型企画競争（プロポーザル）を実施するので、下記のとおり告示する。

平成 27 年（2015 年）8 月 11 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市都市局市街地整備部市街地整備課
電話(011)211-2706

2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項

(1) 業務名

「新さっぽろ駅周辺地区」まちづくり推進業務

(2) 業務内容

ア まちづくりコンセプトの設定から機能集積までの企画・立案

「新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画」（平成 27 年 3 月策定）に基づく基本的な方向性を認識した上で、地区の将来像を見据え、今後目指すべきまちづくりコンセプトを設定し、機能集積のイメージについて企画・立案を行う。

イ 公募型プロポーザル募集要項案の作成

(ア) 公募条件の整理

(イ) 公募関連書類様式の作成

(ウ) 評価基準案の作成

(エ) 公募・事業実施スケジュール等の作成

(オ) 最低基準価格の算出（不動産鑑定評価の実施）

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 25 日（金）まで

3 参加資格

次の要件を全て満たすものとする。

(1) 札幌市競争入札資格者名簿に登録されていること。

(2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(3) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 手続等

(1) プロポーザル提案説明書の交付

平成 27 年 8 月 11 日（水）から札幌市公式ホームページにて公開

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は特定記録による。

イ 提出期間 平成 27 年 8 月 11 日（火）から平成 27 年 9 月 9 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。

受付時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。

ウ 提出場所及び送付先 上記 1 のとおり。

5 選定方法

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施し、委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。

6 その他

(1) 以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法が、本提案説明書にて定めた内容に適合しなかった者。

イ 審査の公平性を害する行為を行った者。

ウ その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者。

(2) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない

(5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。